

第四七八表 恩給及扶助料受領權利消絶人員 續

種	別	勅任		奏任		判任		卒		合計	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
陸軍	軍人恩給法=依 ルモノ	寡婦扶助料						1	30	1	30
								2	92	28	840
								1	75	3	90
								12	1,410	5	209
								1	100	2	60
								1	30	1	30
								1	15	1	15
								4	120	4	120
								9	1,310	40	1,859
								1	30	1	30
軍人	廿四年法律第四號=依 ルモノ	父母祖父母扶助料						1	30	1	30
								2	34	2	34
								1	100	3	132
								1	30	1	30
								5	6,241	128	39,416
合計								851	28,185	1,235	91,093
海軍	八年達海軍退隱令=依 ルモノ	退隱料						1	60	1	60
		寡婦扶助料						1	45	1	45
		計						2	105	2	105
軍人	十六年達海軍恩給令=依 ルモノ	恩給						5	1,432	4	264
		負傷増加恩給						1	60	1	60
		寡婦扶助料						1	50	1	20
		孤兒扶助料						3	300	5	99
		父母祖父母扶助料						1	13	1	13
軍人	軍人恩給法=依 ルモノ	恩給						15	7,177	47	3,728
		增加恩給						2	432	2	120
		寡婦扶助料						1	100	3	97
		孤兒扶助料						1	200	5	116
		父母祖父母扶助料						1	25	1	25
		寡婦扶助料						1	50	3	70
		孤兒扶助料						3	650	1	25
		父母祖父母扶助料						1	13	1	13
		寡婦扶助料						10	1,849	13	471
		合計							102	12,899	102

第四七八表 恩給及扶助料受領權利消絶人員 續

種	別	勅任		奏任		判任		卒		合計		
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	
海軍軍人	軍人恩給法=依 ルモノ	父母祖父母扶助料										
		計										
合計	計											
總計		17	13,853	291	78,855	667	49,297	924	31,253	1,899	173,258	
明治	三	十	六	年	19	18,273	263	62,659	810	55,409	1,433	44,850
同	三	十	五	年	16	13,102	517	110,495	959	62,653	2,348	71,327
同	三	十	四	年	19	17,667	285	81,403	512	36,930	755	23,671
同	三	十	三	年	22	24,131	182	48,084	434	30,725	702	21,723
同	三	十	二	年	12	11,193	167	43,556	393	30,790	664	20,337
表中更正=依り廢止トアルハ種々ノ理由=依り給額=異動ヲ生シ更=訂正下賜セラル、爲メ廢セラレタルモノナリ												

第四七九表 宮内省官吏 明治三十七年十二月三十一日

階	級	人員	年俸	階	級	人員	年俸	階	級	人員	年俸
勅任	親任	七等	40	29,100	判任	五等	440	114,514			
		八等	12	5,250		六等	75	13,050			
	一等等	奏任待遇	40	9,980	計	判任待遇	460	65,162			
			16	50,000		合計	1,627	497,558			
	二等等	合計	3	—	等	外	401	42,080			
			45	111,300			月俸十二圓以上	228	51,796		
	奏任	三等等	47	35,496	計	同十二圓未満	14	2,684			
			48	70,600			合計	242	54,480		
			44	45,040			總計	2,556	938,438		
			37	31,550				27	3,656		

本表ニハ女官ヲ省ク又本表ノ外嘱託員三十五人其年手當金一萬四千九百二十二圓アリ○本表ノ外非休職奏任十二人判任十七人アリ○准官ハ本官ニ合載ス○*ハ他官廳ヨリノ兼務ナリ